

東京航空局 次長 殿

大阪航空局 次長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

### 空港土木工事における工物品質確保調整会議の設置について

令和元年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十五号）」が改正され、発注者の責務として適正な工期を設定すること、適正な設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額又は工期の変更を行うこと等が規定された。

このため、工事着手前及び設計変更事象発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について総合的に確認・調整し、円滑な工事の実施及び品質の確保を図るため、受発注者双方の責任者を入れた工物品質確保調整会議を設置する。

なお、本通達は令和 5 年 3 月 1 日以降に公告を行う工事から適用する。ただし、すでに契約済みの工事であっても受注者の同意を得られた場合は適用することができるものとする。

### 記

#### 1. 工物品質確保調整会議の対象

原則として、支出負担行為担当官発注の空港土木工事の全件を対象とする。

#### 2. 工物品質確保調整会議の概要

##### (1) 開催時期

工物品質確保調整会議は、工事着手前に行うことを原則とするが、設計変更事象発生時のほか受注者からの要請に応じて複数回開催することができる。

なお、具体的な開催時期は関係者と調整するものとする。

##### (2) 参加者

発注者（土木課長補佐以上及び各課関係者等）及び受注者（受注者の代表及び現場代理人、監理技術者等）とする。

(3) 開催内容

発注者及び受注者は、以下の内容について確認・調整等を行う。

- 1) 設計図書に示された条件明示内容の確認
- 2) 工事工程の取組により発注者から提示（提出）された工期設定の条件等の確認と受注者作成による施工工程の確認及び調整
- 3) 施工計画書による施工計画の確認
- 4) 設計変更に関する内容の確認
- 5) その他確認・調整等が必要な事項

(4) 工事品質確保調整会議の結果について

会議により確認・調整等を行った事項について文書に記録し、必要に応じて契約変更を行うなど適切な対応を行うものとする。